社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会　指定居宅介護支援事業所 西部　運営規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所西部（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員の資格者（以下「介護支援専門員」という。）が、要支援、又は要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、常に利用者の立場に立ち、要介護者等の心身の状況等を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所は、居宅サービスの計画にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類、又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏よることのないよう、公正中立に行う。また、サービス事業所の選択にあたっては利用者もしくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとする。

４　予め、利用者等に対し、利用者が病院若しくは診療所（以下（医療機関等）という。）に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼を行うこととする。

５　上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生労働省令第３８号、平成１１年３月３１日付）　第１３条の具体的取扱方針を遵守する。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　　称　　社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所西部

（２）　所 在 地　　高知県高岡郡四万十町大正３２番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者　１名（介護支援専門員）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）　介護支援専門員　１名以上（利用者４０名、又はその端数を増すごとに１名とする。）

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡、調整、介護保険施設の紹介等を行う。

（３）　事務職員　１名（本会事務職員が兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日

月曜日から金曜日（祝祭日及び１２月２９日から１月３日までは休業とする。ただし、緊急の場合を除く。）

（２）　営業時間

午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（実施地域）

第６条　通常の事業の実施地域は、四万十町全域とする。

（事業の提供方法及び内容）

第７条　指定居宅介護支援の提供方法、内容は、次のとおりとする。

（１）　提供方法

ア　利用者の相談を受ける場所

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会居宅介護支援事業所西部

その他必要に応じた場所

イ　使用する課題分析票の種類

全国社会福祉協議会方式

ウ　サービス提供者会議の開催場所

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会居宅介護支援事業所西部

その他必要に応じた場所

エ　居宅訪問

ケアプラン作成前及び居宅サービス提供開始後は、少なくとも月１回以上訪問

（２）　内容

ア　市町村から委託を受けて行う訪問調査

イ　居宅介護サービス計画の作成（特段の事情がない限り、少なくとも月１回、モニタリングの結果を記録しなければならない。）

ウ　介護にかかわる相談援助や、要介護認定の申請手続きの代行

エ　サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介

オ　その他、要介護者等の自立に必要な援助

カ　居宅サービス計画を作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス事業者会議を必ず開催すること。

ただし、サービス担当者会議を開催することについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えないこと。

キ　各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と該当情報を共有することをサービス担当者会議の目的として明確化すること。

ク　居宅サービス計画に福祉用具貸与（例外給付）を位置づける場合にあたっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証したうえで、継続が必要な場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

ケ　居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあたっては、当該計画に福祉用

具販売が必要な理由を記載しなければならない。

コ　要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者にかかる必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

サ　指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるにあたっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正実施できるよう配慮しなければならない。

（事業の利用料等）

第８条　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

２　交通費

四万十町内全域無料とする。

第６条の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収できる。なお、自動車を使用した場合の交通費は、本会旅費規程第４条に規定する額を徴収することができる。

３　前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者、又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、契約に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

４　利用者負担金徴収方法

利用者負担金は、利用月の月末締めで１か月ごとに計算し、翌月１５日までに請求する。同月末までに、原則として口座引落しとする。ただし、口座引落し以外の徴収方法を希望する場合は、指定口座振込み、又は現金支払いとする。

（秘密保持）

第９条　職員は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

２　事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

（緊急時における対応）

第１０条　利用者の心身の病状に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、又は協力医療機関に連絡をとり、適切な措置を構ずるとともに、利用者の家族及び市町村等関係機関に連絡し、管理者に報告しなければならない。

（苦情・ハラスメント処理）

第１１条　事業のサービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・又はハラスメントに迅速に対応するため、相談窓口の設置など必要な措置を講ずる。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための職員に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第１３条　利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、又は当該利用者にかかる居宅介護支援事業者及び関係機関に連絡を行い、管理者に連絡をし、必要な措置を講ずる。
２　前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

（損害賠償）
第１４条　利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
２　前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（その他運営についての留意事項）
第１５条　事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して研修の機会を随時設け、業務体制を整備する。
２　上記の他、「高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（高知県条例７２号、平成２６年４月１日付）第３４条の暴力団の排除を遵守する。

（事業継続計画）
第１６条　事業継続計画（ＢＣＰ）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）
第１７条　感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染症対策の資質向上に努める。

（雑　則）
第１８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附　則
この規程は、平成１８年3月２０日から施行する。

附　則
１　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。（平成１８年３月２０日一部改正）
２　第４条第１項第１号については、平成１９年３月３１日までの間は、介護支援専門員でない者でない者をもって充てることができる。

附　則
この規程は、平成２２年9月１４日から施行する。（平成２２年９月１４日一部改正）

附　則
この規程は、平成２６年5月２８日から施行する。（平成２６年５月２８日一部改正）

附　則

この規程は、平成２８年４月２７日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

（平成２８年４月２７日一部改正）

附　則

この規程は、令和２年６月１日から施行する。（令和２年６月１日一部改正）

附　則

この規程は、令和３年６月３日から施行する。（令和３年６月３日一部改正）

附　則

この規程は、令和６年５月９日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（令和６年５月９日一部改正）

附　則

この規程は、令和７年４月１５日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（令和７年４月１５日一部改正）